

令和7年度小田原市障がい福祉施設等物価高騰対応支援金Q & A

No.	質問と回答
1	<p>事業の概要は</p> <p>電気・ガス料金や食料品価格等や物価の高騰により、障がい福祉施設等の運営に係る経費が増大している状況を踏まえ、利用者への負担軽減が生じないよう、市内障害福祉施設等へ補助を行います。</p>
2	<p>支援の対象とする経費は何か</p> <p>燃料費・光熱水費・食材費の高騰額に相当する経費です。</p>
3	<p>令和8年1月2日以降に指定を受けた事業所は、対象となるか。</p> <p>令和8年1月1日以前に神奈川県又は小田原市の指定を受けていることが支給要件であるため、対象となりません。</p>
4	<p>支援の対象期間は</p> <p>支給対象期間は、令和8年1月1日から同年3月31日までの3ヵ月間です。</p>
5	<p>事業の廃止又は休止した事業所に対しては支援金を月割で支給するのか</p> <p>申請日時点で、令和8年3月31日までの間に事業の廃止又は休止をせず、運営を継続する予定である事業所が支給対象となるため、3月末までに事業の廃止または休止する予定の事業所は、支給対象になりません。月割での支給もありません。 なお、申請日以降において、急遽に廃止等の措置を行った場合、やむを得ない事情があると認められる場合については、月割でなく一律の金額を支給します。</p>
6	<p>障がい者地域作業所は補助対象としないのか。</p> <p>「地域活動支援センター」として補助対象としています。(7か所)</p>
7	<p>グループホームについても補助対象としているのか。</p> <p>「共同生活援助」として補助対象としています。 但し、同一法人のうち、所在地が小田原市内にある棟の定員数で申請してください。</p>
8	<p>令和8年1月1日以前より指定を受け、共同生活援助のサービスを提供しており、令和8年2月1日付で定員を変更した場合、支給申請額の基準日はいつか。</p> <p>定員の増減があった場合でも、令和8年1月1日時点での定員を基準とします。</p>
9	<p>共同生活援助のうち、サテライト住居の定員はどう扱えばよいか。</p> <p>主となる住居の定員には含めないため、給付の対象定員から除いた人数で申請してください。 なお、サテライト住居がある場合は、サテライト住居分を申請書の段を分けて申請してください。</p>

No.	質問と回答
10	<p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数あるが、事業所ごとに申請すればよいか。</p> <p>同一法人内に支給対象となる事業所が複数ある場合は、法人でとりまとめの上、一括して申請してください。</p>
11	<p>申請はどのように受け付けるのか。</p> <p>原則として、電子申請システム経由で申請を受け付けます。 電子申請システムにおいて、支給申請書等の必要書類を添付してください。</p>
12	<p>申請者と口座名義人は同一でないといけないのか。</p> <p>申請者と口座名義人は、原則、同一人となります（役職名も同じ）。口座名義が法人名または法人代表者名と異なる場合には、委任状の提出が必要となります。 なお、委任状は、法人代表者名の記載及び代表者印を押印の上、スキャンしたPDFを添付し電子申請を行ってください。</p>
13	<p>支援金の振込みはいつ頃になるのか。</p> <p>申請から2か月程度で指定口座に振り込む予定です。</p>
14	<p>支援金の使途は限定されているのか。</p> <p>使途の限定はしていませんが、本支援金の趣旨を踏まえて活用してください。</p>
15	<p>実績報告の提出や精算は必要か。</p> <p>申請時点でサービス種別に応じた単価を一律で設定していることから、本支援金については、実績報告の提出や精算は不要です。</p>
16	<p>既に利用者の負担額を値上げした事業所は支援対象となるか。</p> <p>支援対象となります。ただし、支援金の支給を受けた事業所に対しては、光熱費、燃料費又は食材費の高騰分を理由とした利用者負担額の引き上げ等の利用者への影響を極力少なくするよう努めてください。</p>
17	<p>同一建物内で複数サービスを運営している事業所があるが、重複についてどのように整理しているのか。</p> <p>支給要綱の別表の備考に記載しています。</p>
18	<p>同一建物内で居宅介護と介護保険の事業を行っている場合、別事業をしていると認められるか。</p> <p>この場合、同一建物内であっても、人員や設備を別としている場合は別棟と認めます。 例えば、障害福祉サービスと介護保険サービスでフロアが分かれたり、スタッフがそれぞれ専従で勤務している場合などは、別棟と認められます。 スタッフが兼務をしていたり車両を共有している場合は、同一事業と考えられますので、小田原市高齢施設等物価高騰対応支援金を申請できます。</p>

No.	質問と回答
19	<p>同一建物内で、就労移行支援及び就労継続支援B型のサービス提供をしているが、支給申請額はいくらになるのか。</p> <p>この場合、同一建物内であっても、どちらも通所系事業所として申請することが可能なので、就労移行支援31,000円、就労継続支援B型31,000円の計62,000円が支給申請額となります。</p>
20	<p>同一建物内で就労移行支援と就労定着支援のサービスを提供しているが、支給申請額はいくらになるのか。</p> <p>この場合、同一建物内であっても、業務内容が異なるためどちらも通所系事業所として申請することが可能です。就労移行支援31,000円、就労定着支援31,000円の計62,000円が支給申請額となります。</p>
21	<p>別の建物で、計画相談支援と障害児相談支援を提供をしているが、支給申請額はいくらになるのか。</p> <p>この場合、別の建物であるため、どちらも訪問系事業所として申請することが可能なので、計画相談支援21,000円、障害児相談支援21,000円の計42,000円が支給申請額となります。</p> <p>なお、同一建物内であった場合には、2つの事業を1つの事業所とみなすため、21,000円の支給となります。</p>
22	<p>同一建物内で、障害福祉サービスの居宅介護、地域生活支援事業の移動支援のサービスを提供しているが、支給申請額はいくらになるのか。</p> <p>この場合、居宅介護と移動支援のサービス提供をしている場合は、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱いますので、訪問系事業所として21,000円が支給申請額となります。</p>
23	<p>同一建物内で、児童発達支援及び放課後等デイサービスのサービスを提供しており、事業所番号は同じであるが、支給申請額はいくらになるか。</p> <p>この場合、事業所番号が同じであっても、どちらも通所系として申請が可能です。児童発達支援31,000円、放課後等デイサービス31,000円の計62,000円が支給申請額となります。</p> <p>なお、本支援金では、入所系、通所系、訪問系の同区分において、同一の事業所番号で複数のサービスを提供している場合も、それぞれ申請することができます。ただし、同一建物内で、「居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、移動支援」のサービスを提供している場合と、「計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業」のサービス提供をしている場合のみ、1つの障害福祉サービス事業所等として取り扱います。</p>
24	<p>令和8年1月1日以前より指定を受け、同一建物内にて介護保険サービスの訪問介護、障害福祉サービスの居宅介護のサービスを提供しているが、支給申請額できるか。</p> <p>同一建物内で、介護保険サービスの提供をしていることは問いません。このため、介護事業所と別の階で障がい福祉サービスを実施している場合などは、本支援金の支給申請が可能です。</p> <p>但し、同一事業所として介護保険サービス及び障害サービスを提供している場合は、高齢者施設等物価高騰対応支援金のみ対象となるため、障がい福祉施設等としての支援金は支給されません。このため、1つの入所系施設において、介護保険適用の利用者と障がい福祉サービスの利用者が混在しうる場合などは、本支援金の支給申請はできません。</p>

No.	質問と回答
25	定員を満たしていない事業所の場合、支援金の支給額はいくらになるのか。 実際の入所者数は日々変動するため、令和8年1月1日時点の定員数で支援金額を算定します。
26	返還を求める場合はあるか。 虚偽の申請であることが判明した場合は返還を求めます。